

瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：個別支援）業務委託仕様書（令和6－7年度）

## 1 委託業務名

瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：個別支援）業務委託

## 2 目的

高齢者の医療の確保に関する法律第24条の規定により、瀬戸市（以下「発注者」という。）が保険者として実施する国民健康保険特定保健指導の内、積極的支援の個別支援について適切かつ効果的に行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約確定日から令和7年6月30日

## 4 履行場所

瀬戸市内会場。ただし、個別相談に対応できる場所とする。

瀬戸市内の会場を確保することが困難な場合は、発注者と協議の上、会場を決定する。

## 5 対象者（選定方法と階層化）

瀬戸市国民健康保険加入の40歳から64歳の者で、特定健康診査を受診した結果、以下のアからウの手順で階層化し積極的支援レベルに該当した者を積極的支援の対象とする。

## (1) ステップ1（内臓脂肪蓄積のリスク判定）

- ① 腹囲 男性 $\geq 85$  cm、女性 $\geq 90$  cm
- ② 腹囲 男性 $< 85$  cm、女性 $< 90$  cm かつ BMI $\geq 25$

## (2) ステップ2（追加リスクの数の判定と特定保健指導の対象者の選定）

- ① 血糖 (ア)空腹時血糖 100mg/dl 以上又は(イ)HbA1c の場合 5.6%以上
- ② 脂質 (ア)中性脂肪 150mg/dl 以上（やむを得ない場合は随時中性脂肪 175 mg/dl 以上）  
又は(イ)HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
- ③ 血圧 (ア)収縮期血圧 130mmHg 以上又は(イ) 拡張期血圧 85mmHg 以上
- ④ 質問票 喫煙歴あり（①から③が1つ以上該当する場合にカウント）

## (3) ステップ3（保健指導レベルの分類）

ステップ1の①に該当する者でステップ2の①から④のうち、2つ以上該当する者または、ステップ1の②に該当する者でステップ2の①から④のうち、3つ以上該当する者を積極的支援レベルとする。

## 6 実施方法

## (1) 実施体制

原則個別支援を実施する。実施にあたっては、「瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期計画）」に基づき、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年4月改訂版)」及び「特定健康

診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(以下「手引き等」という。)に準ずるものとする。  
手引き等で規定する専門領域のスタッフが運営する。

(2) 参加負担金

参加者から負担金の徴収はしない。

7 業務内容

発注者が抽出した対象者への特定保健指導のためのプログラム(以下「プログラム」という。)の作成、実施、及び支援の評価を行う。

(1) 企画

特定保健指導全般の企画やスケジュール等について立案し、発注者に報告する。

(2) 積極的支援の実施

ア 特定保健指導参加者の面接の日程調整、参加者の割り振りを行う。会場確保については原則受注者が行う。なお、会場については、市民の利便性について考慮したものとするため、協議の上決定する。受注者による会場確保が難しい場合、発注者と協議の上決定する。

イ 支援実施の日程等については、参加者が参加しやすい休日を含めた曜日・夜間を含めた時間帯の実施を考し、発注者と十分な調整をはかり実施する。

ウ 対面による個別支援(タブレット等を用いたオンライン機器を活用した場合を含む。)を初回面接・中間評価・最終評価を含む全5回以上の支援を実施する。手引き等に示される180ポイント以上の支援を実施するものとする。なお、初回面接から最終評価までを令和7年2月から5月までの期間に実施するものとする。また、支援の内容は次のとおりとする。

(ア) 健診結果から、食事や運動など生活習慣の振り返りができるものとする。

(イ) 生活習慣の問題点に気づき、改善の必要性が理解できるよう説明する。

(ウ) 実施可能で具体的な行動目標が立てられるよう支援する。

(エ) 食事や運動などは取り組み可能なメニューを対象者に合わせて提供する。

(オ) 参加者本人の取り組み状況を把握し、状況に応じて称賛・励ましを行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。

(カ) 次回の支援や評価の約束をする。

(キ) 行動目標に対する取り組みの中間評価を行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。

(ク) 今後も継続して実践できるよう支援し、次年度の健診受診を勧める。

(ケ) 市で実施している保健事業等の社会資源の情報提供を適宜行う。

(コ) 欠席や中断が生じた場合、速やかに連絡をとり、継続支援を行う。

エ 保健指導の実施に必要な物品等は受注者にて準備する。指導教材の選定は、事前に発注者と十分に調整する。

オ 個人の目標に対する進捗状況の報告書は紙媒体とし、定期的に提出する。また当該業務委託に係る報告書を支援終了後、すみやかに発注者へ提出する。

(3) プログラムの最大参加者数は8人とする。対象者見込数は下記のとおりである。

ア 特定保健指導(積極的支援)対象見込者数:約220人

イ アの参加見込数に定員が満たない場合、別で実施している特定保健指導(動機付け支援)の初回面接実施済者に対し、同様の支援を実施する。

特定保健指導(動機付け支援)対象見込者数:約220人

#### (4) 評価（調査・測定）

参加者の状況及び支援内容の評価のため、次の調査・測定を実施する。

種類	内容（項目）	主なねらい	実施時期
生活状況の把握	生活状況の調査 （食事、運動、休養等）	生活習慣の把握と課題 の明確化	・プログラム開始時 ・プログラム終了時 等
食事調査	食事状況の調査	食事内容（摂取量や栄養 バランス）の把握と課題 の明確化	・プログラム開始時 ・プログラム終了時 等
身体測定	身体計測 （身長、体重、体脂肪率、 腹囲）	教室参加中の変化の把 握と分析	・プログラム開始時 ・プログラム終了時 等
	問診・血圧測定	体調確認	・毎回

プログラム終了後、下記のことを発注者へ提出し、支援の評価を行う。

- ア 各種評価・分析結果
- イ 法定報告用データ
- ウ その他発注者が必要と定めたもの

#### 8 個人情報の取り扱い

業務の履行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日 厚生労働省）の周知徹底を図るとともに、発注者の個人情報の保護管理に万全を期すため、受注者内に個人情報保護管理規程を定めるものとする。

#### 9 事故等への対応

個別支援中の事故や苦情等が発生した場合は、発注者に速やかに報告し、内容と対応策を記録し提出すること。

#### 10 遵守事項

- (1) 手引き等に準じて業務を行うこと。支援ポイントや参加者の状況等について共通理解を深めるため、必要に応じ連絡会議を開催する。
- (2) 医師・保健師・管理栄養士のいずれかを統括者として配置すること。
- (3) 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、適切に管理すること。

#### 11 その他

- (1) 標準参加者数は8人とし、単価契約とする。  
業務委託料は令和6年度分及び令和7年度分の2回払いとする。
- (2) その他業務等に関し、状況に応じて協議すること。